

勸

告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 改定の内容

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 64 号。以下「平成 17 年改正条例」という。）附則第 9 条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 65 号。以下「平成 17 年市町立学校職員改正条例」という。）附則第 7 条の規定による給料

平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料については、平成 27 年 4 月 1 日以後、支給しないこととし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額については、次のとおりとすること。ただし、イの場合において、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額が 20,000 円以下となるときは、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料は支給しないこととすること

ア 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額からその半額（その額が 10,000 円を超える場合にあつては、10,000 円）を減じた額（その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とすること

イ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、

平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の規定による給料の額から 20,000 円を減じた額とすること

(2) 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること

(3) 給料表

ア 現行の給料表（医療職給料表(一)、第 1 号任期付研究員の給料表、第 2 号任期付研究員の給料表及び特定任期付職員の給料表を除く。）の備考に規定する給料月額に乗ずる割合を 100 分の 99.14 とすること

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年広島県条例第 1 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 1 号）第 6 条第 1 項に規定する給料月額に乗ずる割合を 100 分の 99.14 とすること

2 改定の実施時期

この改定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施すること